共古日錄 十六

東京帝國大學圖書之印
東京帝國大學圖書之印
特別
15
1413
18

大正年間蜀和出土の銅鐸

帝國圖書館藏

考古日錄 十六

大正元年九月十九日午前七時堺巷城跡附近の地
亂比村字溝谷山の林
中に弥生式井蓋出土の
若干を発掘せり銅鐸四口
中二口は鹿野の直接
あり他の二口は
の流水線あり
高三寸四分
高三寸四分
拙物館に来り
正に拙きものの
其

門 15
號 1413
卷 18

早稲田大學圖書館
昭25.10.24
購入

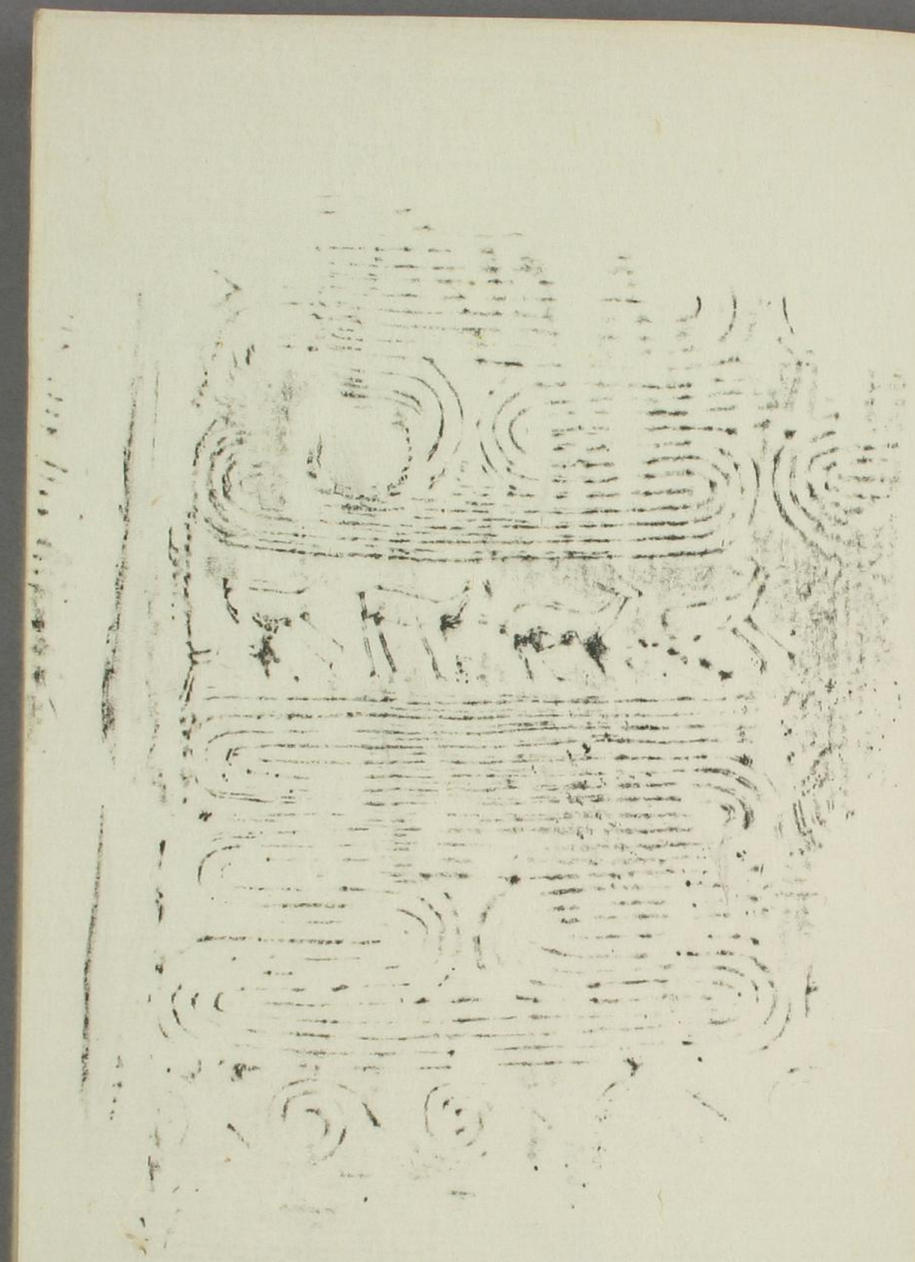

て鳥の如く見あれど四足あり鳥ヨあり又銅鐸の模様龍頭部部の上にあり又銅にはあり又表面ヨリ出し又他の一口銅に出る図の如き四足の鹿有ちに向てこれに對して四足の鹿而て今見る図なり龍形の如き又ヨリ出し如の図又裏面図部ヨリ見て流水為て波線あるの文口経七寸出り短経四寸五分銅高一寸程ヨリ中三分程の線二本横ヨ帯をめぐり一本内部口ヨリ一寸程ヨリ中三分程の線二本横ヨ帯をめぐり一本のものあり部部ヨ鐘

鐘舌ハ木製ヨ

飾舌ハ木製ヨ飾ヨ穴二ツあり多分なり

此銅鐸大正年間の著名初の出土古物なれハ日録著初にこれを掲載したるものなり

博物館藏
本三貨図彙

元豊通宝物初銭蔵本の三貨図彙に銭の部一巻
貨幣を其四巻あり打形にて模造せし物あり金銀
図録の図と異なり概ね二巻に分ちて二巻
銭の部巻一 以下貨幣及銅
以下に分ちて其中銭に関する目録左の如し
第一
一 本部鑄銭の沿革
一 駱字年の字銀銭
一 特統元年の二年鑄銭
一 元明年号年部銅銭
一 和銅銭の鑄形
一 奈良朝鑄造の事
一 当時銅出に関する事
一 慶長年永字金銀の三銭を鑄ること
一 弥勒年永字銅銭
第二
一 神武年の字銅銭
一 鳴鏑年の字銅銭
一 仁明年の字銅銭
一 清和年の字銅銭
一 寛平年の字銅銭
一 醍醐年の字銅銭
一 村上年の字銅銭
第三
並彩銭偏養の説

一天德年ヨリ鑄錢無之説

一後醍醐帝ノ時銅錢ノ

一大觀通寶錢ハ東國通用ノ

一應永説ハ明朝ニ聘問ノ時ハ永樂錢ヲ以テ國用ヲ償フ

一後花園帝ノ時ハ永樂錢ヲ以テ國用ヲ償フ

一後柏原三條ノ時ハ永樂錢ノ用ヲ償フ

一同ノ時永樂錢通用ノ説ハ古名ノ

一後陽成帝ノ時ハ永樂錢ノ

鑄潰ス事説

一永樂錢ノ説ハ通用ニ付元和年ヨリ寛永迄ノ制令

第四

第五

一四帝ノ時ハ洛之錢ヲ鑄ラレ

一聖元帝ノ時ハ洛陽ノ大仏ヲ鑄之錢ヲ鑄ラレ

一東山帝ノ時ハ元祿年ヨリ元文年迄所々鑄錢ノ

一貫堀二年ヨリ明和年迄所々鑄錢ノ

一孝謙ノ時ハ永樂錢ノ

一孝謙ノ時ハ真鋼之錢ヲ鑄ラレ

一錢ノ相場之事百年已来高下ノ説

一奥州仙臺ニテ角錢ヲ鑄ル

第六

一東山帝ノ時孝謙ノ時ハ大錢ヲ鑄ラレ

一銀代通寶ノ事

一永樂金銭ノ銭ノ下
一鎌倉時代ノ銭ノ下
一銭ヲ舊限青銅ヲ以テ
一銭ヲ鷲限青銅ヲ以テ
一銭ヲ文ヲ一貫ト云フ面延ト云フ説
一銭素生沒線ヲ説
方七寸以下ハ十匁金銅ハ鋳ス其以下ハ
鋳ヲ以テ鋳造ス

右書中方三寸以下銭ノ事ハ
仁和二年二月十日ニ新鋳銅印一顆備中國採銅使
廿一日同弘安從五位下小野當峯為鋳錢長官
按ニ諸國銅ノ出ル所ハ奉行ス官人ハ大蔵官ヲ銅印

三貨図彙ノ説ニ文政三庚辰ニ因幡國田郷ニ出印アリ
文中ニ三ヶ所アリ五月記書ニ
寛ノ冊数ハ

日鑄方三、三貨図

大宝元年十一月亀四年ノ如ク四年ノ元銭
一名二ヶ所ヲ弱ク向ヲ人ハ材ヲ文ニ其部分
れ今元一ヲ弱ク又年銭
ハ一ヲ弱ク筆ハ人名ト
生ル弱ノ字ハ経巻ノ面弱ク者ニ其元ヲ中ニ
ハ其字不明ナレド壽ノ字ハ
ヲ鋳ラレ銭文

弘仁元年ノ銭益ノ中ニ文字ハ
前後ノ文字ハ
天平ノ貨幣ノ銭益ハ
銭益ハ

北京經の斷片阿經等

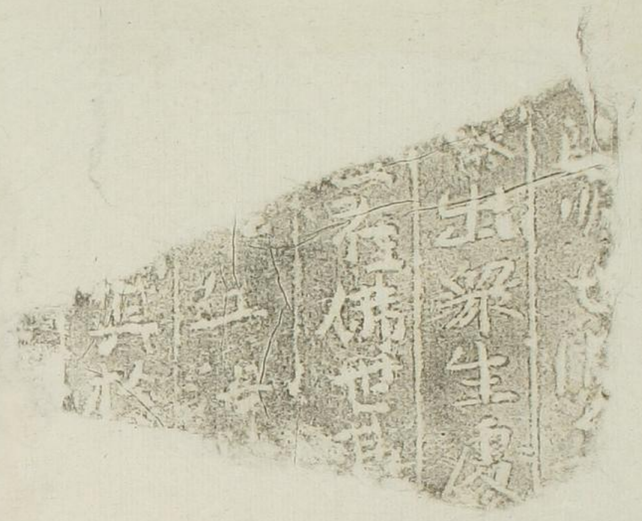

豐鴻郡中鐘年號

武義豐鴻郡中鐘年号但文化文政年間高橋[illegible]編武蔵風土記稿にのせたるものあらん

鑄應三年　下毛郡泉福寺

寶永十五年　王子金輪寺
〃　十七年　王子稲荷
〃　正一年　飯田谷清田寺
慶安三年　谷村長谷寺
承應二年　下谷村東光寺
明暦三年　新橋村延命院
寛文五年　〃　南泉寺
〃　十一年　中村眞養寺
中　長崎村筑山金剛院

寛永の鐘　三ツ

寛文の鐘　三ツ

延寶三年
〃　四年
〃　五年
貞享三年
〃
〃
〃　年中
〃　二年
元禄
〃　十年
〃　十一年
〃　十四年
〃　十五年
十六年

三宝寺村　三宝寺
和泉村　川福寺
下赤坂　松月院
上赤谷村　長泉寺
三ヶ島村　勢高寺
四大久保村　善龍寺
坂本村　玉洞院
上板橋村　西蓮院
中丸村　西命寺
角筈村
下練馬村　龍馬寺
上練馬村　自性院
大久保村　愛宕院
下石神井村　高野院
稲荷院

延宝鐘　三ツ

貞享の鐘　四ツ

元禄の鐘　七ツ

宝永　四年
〃　七年
〃　八年
正徳　元年
〃　二年
〃　五年
享保　元年
〃　三年
〃　四年
〃　八年
〃　十一年
〃　十四年
〃　十七年

下谷谷村　福寺
谷中谷村　貝塚善性寺
下板橋村　智壽寺
高田穴八幡
中里村　川勝寺
中荒井村　八幡　弟蔵院
川窪　川福寺
徳丸村　弟無寺
千駄谷　瑞泉寺
諏訪村　玄関寺
前野村　常泉院
下練馬村　光明寺
下板橋村　光蓮寺
大久保　瑞泉寺

宝永鐘　三ツ

正徳の鐘　三ツ

享保の鐘　拾

〃　十八年
〃　二年
貞観三年
延喜五年
寛延二年
宝暦元年
〃　〃　〃　〃　〃　〃
〃　〃　〃　〃　〃　〃
〃　十年（四月三年ニ改元）
〃　七年
〃　二年
〃　十二年
〃　八年

[illegible]
前野村是徳寺
[illegible]
下[illegible]乃村門院
田端村興善寺
下板橋村東光寺
下谷村[illegible]寺
下豊島村[illegible]寺
下[illegible]村[illegible]寺

宝暦の頃入ル

西永三年
〃　八年
〃　九年
〃　十年
天明八年
寛政二年
〃　七年
〃　〃
文政三年

舟橋
舟橋
改橋

上谷村慈光寺
[illegible]村[illegible]寺
金杉村[illegible]寺
志村[illegible]寺
下[illegible]村[illegible]寺
[illegible]村[illegible]寺
[illegible]村[illegible]寺

壬子摧現燈籠
銘及壬子金輪
寺藏古經

[illegible]

武州豊島郡[illegible]

[illegible]

同壬子金輪寺の[illegible]大般若経[illegible]三百四十九巻

[illegible]

奉[illegible]武州豊島郡[illegible]能[illegible]壬子[illegible]二年戊午

[illegible]平行基敬白

同寺[illegible]宋板大日経[illegible]

[illegible]

斯一藏奥為尤婦意孫院京栄
荘厳報土 寄成之盲子之願 花押

[illegible]

薩國の玩具

未醒齋の[illegible]

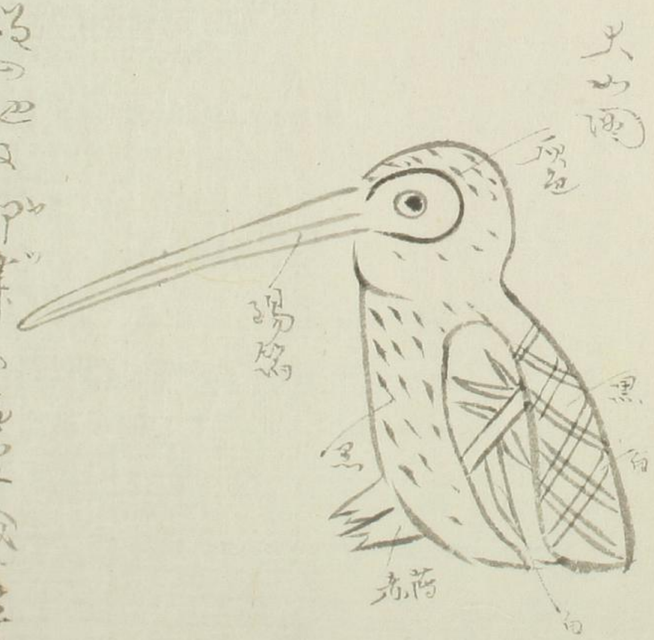

柳津の土燒牛

[illegible]

[illegible]

播磨の土俗
ガンバリ入道

タコとイカとの
火上げ

播磨の姫路の近所に火酒の名産地の名産地の産地の土地に「ガンバリ入道」と唱へられが大入道の首領の者の神と崇められ祭られ居りたるが姫路の城下に蛸と烏賊と喧嘩を始めたるが蛸は三日間の風雨に乗じ烏賊と戦へり蛸は烏賊の胴体を捕へ烏賊は蛸の足を捕へ互に相手の胴体を締め合ひ互に足の先端に結び付け互に足の先端に結び付けて揚げたるが烏賊は蛸の足を捕へ蛸は烏賊の胴体を捕へ互に

金石録に記せる多賀の碑

[illegible]多賀の碑銘

[illegible]

[illegible]

[illegible]

板碑

上板碑 武蔵国埼玉郡 文永元年 [illegible]

[illegible] 文永二年の古碑あり [illegible]

[illegible] 文永二年の古碑あり [illegible]

[illegible] 文永二年の古碑あり [illegible]

[illegible] 明徳元年の古碑あり [illegible]

[illegible] 武蔵国所沢 [illegible] 文永二年 同所同郡 [illegible] 文應二年

[illegible] 武蔵国所沢 [illegible] 文永二年 [illegible]

義士近妙勘の墓 文忠の住せし寺

[illegible] 武蔵国 [illegible] 文永七年の石碑 [illegible] 國 [illegible] 文應元年の東側 [illegible] 興言寺の寺は [illegible] 稱寺 [illegible] 寺 [illegible] 寺の [illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

近江肥田村出土古鈴の模造品 [illegible] 文忠 [illegible]

近江肥田村出土古鈴九万三千三百八十四枚 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠 [illegible]

[illegible] 文忠 [illegible] 文忠

「慶長二年あらかわ」

「おなじ五年あらかわ
三十四センチ」

と墨書しあり

又同村より二つぎの壺あり
殺傷せり曲物形の木製の
蓋をつかわ埋しものと見あり
と云へり　あり　と記録の
五月日と云へる蓋あり永禄
五年五月五日とあれば元亀の製
と考古學者の考へなり

高さ二尺余　胴の經二尺余

「慶長七年五月あらかわ」

考古學者　東京人類學會
地志書上

考古學者　東京人類學會
地志書上

考古學者　東京人類學會
地志書上

考古學者　東京人類學會
地志書上

（郡方志稿）

文政七甲申年
四月

覚

一高百五十三石七斗三升九合四勺
内百三十石五斗三升一合八夕八分
内九十三石二斗三升七合九夕八分

平岩佐兵衛
知行所

下書

武州豊島郡
赤羽久保村

一野方領　高但之内也
内分中野領と唱ふ如何に与り野方と唱ふ

一古高反別　内分中野領と唱ふ如何に与り野方と唱ふ
成べし四畝廿歩　耳形四反
卯年改り二村に分る　刈被遊
東大久保村

一畑　東大久保村

一畑　東岩淵成田黄村

一高百八十七石
但百姓人別三郷惣方四村
武州豊島郡赤羽久保村
但青梅地名
御年貢
東　御年貢

西

東西

南北

一村内東西へ拾丁南北へ三十余

絵図

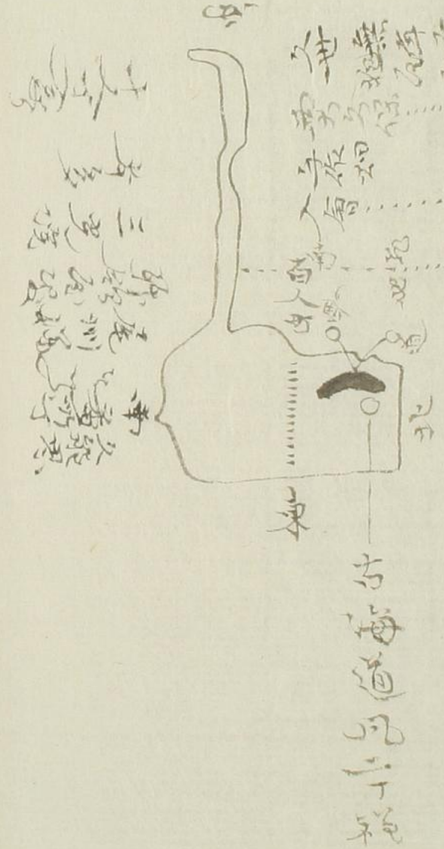

一黒、赤野土

一田畑 当分

一水損多くは之を手拾町ほどの

一内高新田之内ハ畑用其外高

一土地柄の事ハ墓地大根抜木数農家の嫁抜木書定

作前家数ハ書記ス

用ハ多く多く而姓名

一用水堀 土地

一三郷五京十一月 御代官 兩名 助役 梅の辺 成見高場

一検地

料

一高七百十七石 此内 十月 此内 村名

大久保村当ハ 刈高場 新田

御代官

鈴木平十郎

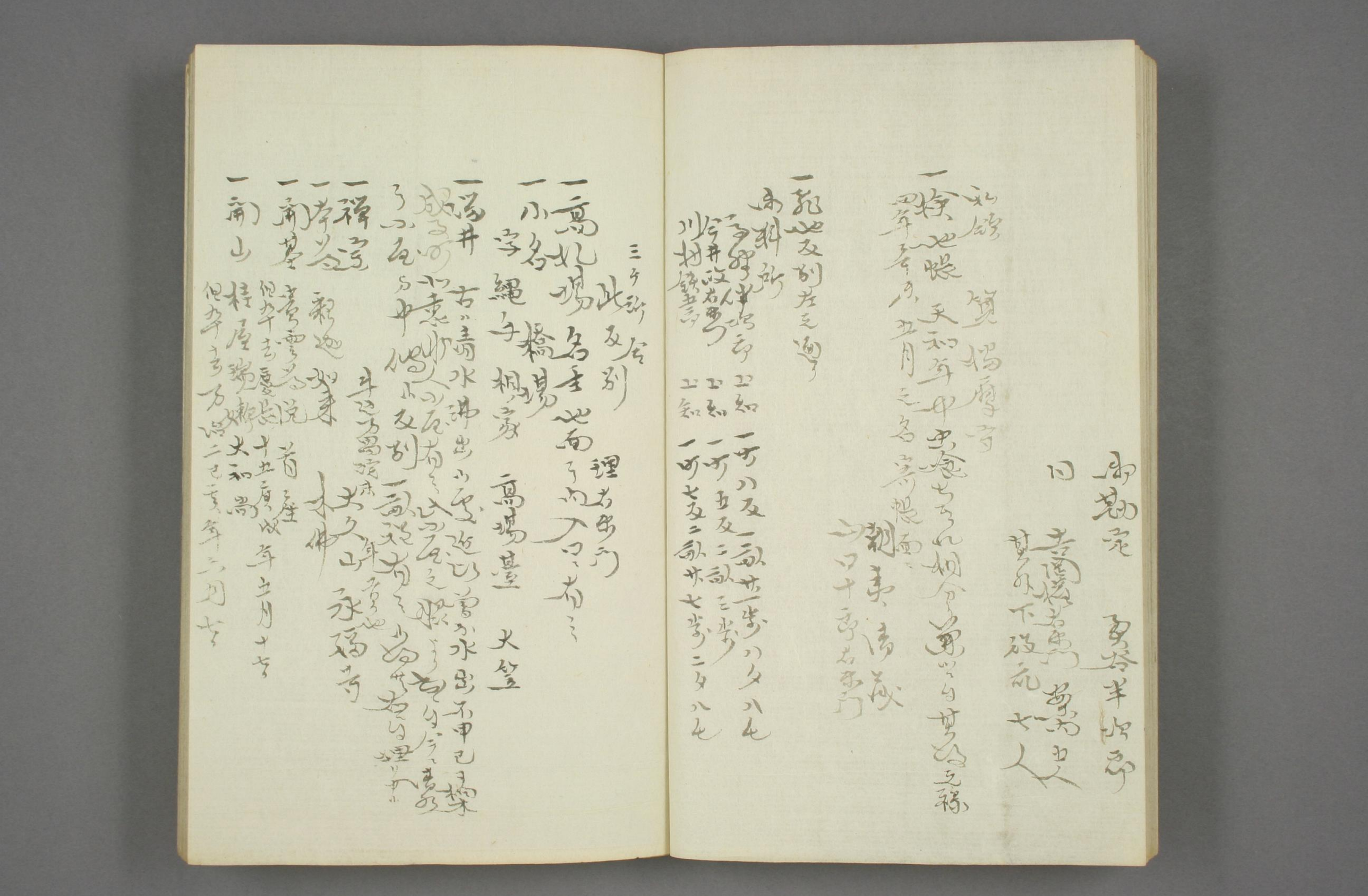

一 [illegible] 社

[illegible]

一 聖 [illegible]

[illegible] 山 [illegible] 大 [illegible] 王 大 兄 [illegible] 大 [illegible] 勝 [illegible]

素 [illegible]

一 [illegible] 相 [illegible]

[illegible] 年 [illegible] 社 [illegible] 月 [illegible]

一 [illegible] 社 [illegible] 大 [illegible] 社 [illegible]

一 大 神 宮

一 本 尊

緣 記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
一[illegible]
不詳
一[illegible]
[illegible]
元[illegible]社[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
寛文二年午[illegible]
一[illegible]

東寺[illegible]
白蓮山壽福寺

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一當[illegible]
[illegible]
一鐘　鎌倉[illegible]十七年[illegible]九月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]

[illegible]

一南蛮国伝来の国名の考寄国情少時四位細青法號
青蓮寺元祖蓮如聖人臨終記寺常恵大居士三徳元年卯
七月四日逝去

一寄宝
祖師聖人蓮如上人像一体
祖師聖人蓮如上人像
古国鏡一面 但寸法壱寸弐分
後鳥羽院宸筆
信尋僧正筆
恵然法師筆
右五軸共ニ物語板書 但寸法弐寸弐分
稱名入極之
七面社

一境内堂社
七面社

一鐘銘
華厳玉巌節 霊場妙響雷通 微冥聞有頃
天竺河畢獄 無明夢覺夜光亨
紀時延寶八庚申歳 菊月吉祥日
武州豊島郡大久保村 寿時山吉善寺
常什
功德主 住持比丘 四衆 是於山藤右衛門 敬白

一村内の流
前書申上の寄附御道とも不慣に通金まで寄附の
今と様今と縄手より屋敷の裏に恩谷の
四谷大木戸の迄七殿間と道と抜外に

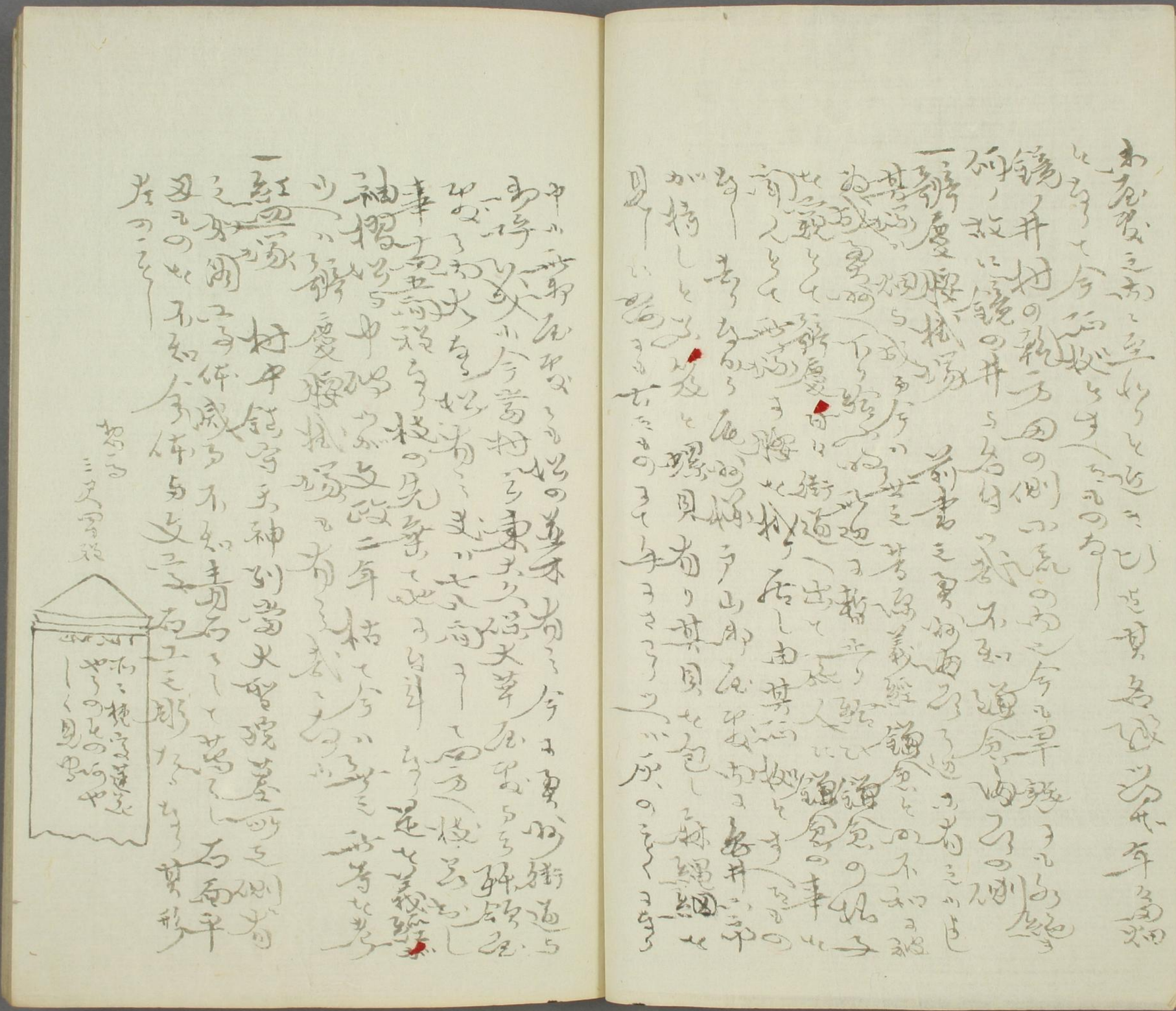

[illegible]

[illegible]

[illegible]

言うて相対精算とす
[illegible]
一村内下百姓抱百姓
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東大久保村ハ昔柿ノ木畑ト唱ヘ海原ノ三村ニ分ル古名ノ説ニ曰ク昔村及西大久保村ハ一村ニシテ一村ノ名ヲ鍋ノ地名ヲ以テ大久保ノ一村ノミ名ヲ鍋ノ地名ヲ以テ称メス元禄ノ間ニ至リ初メテ東大久保村及枝郷柿畑村ト記シ又西大久保村ハ昔ハ同村枝郷東ノ宿村及枝郷柿畑村ト記シ又西大久保村ハ昔ハ同村枝郷東ノ宿村ノミナリシカ一旦大久保ト改メ元禄前又称スル推考アリ元来ハ昔ハ西大久保ノ名称ヲ称セシ九年ノ縄引ノ時ト雖モ大久保ト唱ヘ称ヘタリ世ガ村名ノ沿革ノ二度変スル訳ハ右ノ如ニテ似タリ

土地ニテハ古ハ昔村及西大久保ノ唱始終変セサルニ似タリ

家数八十七戸

元禄九年東西大久保ノ検地ニ際シ絵図ノ内大窪筍組柿畑原ノ字名ヲ記シ又ハ高ハ狩ノ内ノ字名ヲ記シ行ヒ

検地帳ニテ絵図ノ内ニ及ヒ記シ行ヒ

長ク跡ヲ留メ置ベシトナリ是ハ別紙高名ヲ記シ置ケリ

高名ハ別紙ニ記シ置ケリ

古ハ高ハ一反ニ付キ一人ノ給人ノ知行ニ成リ

高ハ一反ニ付キ一人ノ給人ノ知行ニ成リ

高人ノ遠慮ヨリ過ル地ニ成リ

高人ノ遠慮ヨリ過ル地ニ成リ

家屋敷ハ一所ニ家ヲ作ルヘキ事ノ内ニ遠慮ヨリ甘ヲ作ル始メリ

家屋敷ハ一所ニ家ヲ作ルヘキ事ノ内ニ遠慮ヨリ甘ヲ作ル始メリ

ハ何ノ考ヘ有ルヤ詳ラカニシカタシ

ハ何ノ考ヘ有ルヤ詳ラカニシカタシ

羽五年東西大久保村ノ者知行所ノ所ヲ以テ分ケ

羽五年東西大久保村ノ者知行所ノ所ヲ以テ分ケ

如何ダラントノ説ニテ則縄引ヲ

如何ダラントノ説ニテ則縄引ヲ

定カラントハ別紙ノ事ナレバ

定カラントハ別紙ノ事ナレバ

同ハ等ノ大縄ヲ以テ

同ハ等ノ大縄ヲ以テ

高名

高名

八名

八名

久左衛門

久左衛門

四郎兵衛

四郎兵衛

理右衛門

理右衛門

柳ノ家　高場家　大窪

柳ノ家　高場家　大窪

○ハシコ坂

○ハシコ坂

絶子

絶子

東ニ分ル

東ニ分ル

村ノ中程ニ

村ノ中程ニ

同

同

絶家ニ成リ

絶家ニ成リ

年四月ニ

年四月ニ

長三年ニ

長三年ニ

同

同

先祖ハ右衛門ノ信濃ノ

先祖ハ右衛門ノ信濃ノ

外元信高ノ二男ヲ以テ

外元信高ノ二男ヲ以テ

信濃ノ内ニ

信濃ノ内ニ

七ヶ村ノ

七ヶ村ノ

牛ヲ

牛ヲ

東大久保村

[illegible]

[illegible]

[illegible]

近年の名文奇文の年号理学の文句の出者

青森縣下長慶天皇の古跡傳説

近年の名文奇文の年号理学の文句の出者

所々の物ごとに御しるしとて金の冠を
かぶらせ給ひしと人皆の文句の物とかたるまで
ありしかども
ものしらぬ
と思ふ
ものしらぬ
と思ふ
ものしらぬ
と思ふ

藤運牛

藤運牛

高福書

三井高福

撫牛の句

撫牛

さくしかう星の色
むらさきの地もあらそひぬ春の雨
水の白も富士の雪
雨の月

弘前の城の沿革

弘前城十三城
あり今の城主
弘前の人
城十三
城主
城主
城主

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四谷の三奇人

四谷の三奇人といひ伝へし人あり清貧の官吏なりしが清書の書物の如き文章を蔵書の不足の為に為ひ不足しとなせりとなり

大久保西向天神社の鐘千鳥堂現銅鑄にてありしが盗まれ今は三つ巴の紋ありし天狗棚の厨

みかんの蔕の如き紋ありしと云ふ

西多摩郡野村の内字寒入と云ふ

カニハの屋ト

此あり阿波留神社とあり此社の神幸に屋トとなる

あり古代より清しとなりカニハ棚とも云ふ寒入きカニハ棚とも云ふ此社を就て云ふ

菅梅の棚のかしてカニハ棚とも云ふ

カンバ

カンバまてあらんカンバの皮い木の外皮

[illegible]

渡田の川の岸の舟

渡田川（舟を繋ぐ）

舟を繋ぐ山の麓の岸の外に出来

あり下の図の如し

図

懸と云ふ

此の図の如くしてあり

[illegible]

根の一方石大谷

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四拾五年の墓のそばにあるが新宮の西の廻り小路の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

高野山の
幻覚碑

[illegible]碑[illegible]高野[illegible]
[illegible]の碑の断片を見[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]碑面[illegible]
[illegible]碑[illegible]
[illegible]碑石[illegible]
高野[illegible]断片を寄合の[illegible]
[illegible]碑の石
[illegible]碑[illegible]
[illegible]碑に高麗の天[illegible]
[illegible]の三[illegible]
唐の[illegible]の書を集[illegible]
[illegible]碑[illegible]
[illegible]高麗[illegible]
[illegible]

[illegible]と聞元十三年の銘ある宝相花や天人の浮彫[illegible]
[illegible]

[illegible]大鴉[illegible]西[illegible]塚天井の東に描[illegible]
[illegible]蝦蟆[illegible]
[illegible]雨水の[illegible]
[illegible]天井[illegible]神
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天然人造人造墓石及毋既好

四堅典竟記之

と燒瓦の長さ五寸ばかりあり

陸奥帶方太守張撫夷墳

又

大歳丑戊漁陽張撫夷墳

漁陽とは何の名か知られず

北方の方墳か漁陽と

同じく燒瓦の遺方形

正方形

天井ばかりなるもの

副葬品は武器

墓に副葬品の武器

の形なり

高句麗

平壌附近に多く平地にあり外形は圓墳

なれども方形の廊あり内部は石廊なり棺は木棺

なれども副葬品は武器

高句麗

城の東南三里松坡（三墓）

の墓あり墓の作り平地に木棺を置き土を以て

塚の正面に主石を立てる

（色むらさきなり）

木棺の釘四箇あり

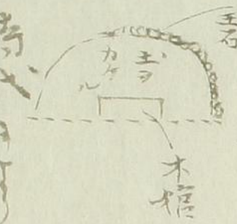

新羅　時代は墳の形式は異なり

弱なるもの

平原時代　人骨　石廊石塚あり

五陵時代　石槨あり

平面は楕円形の墓の墓壙の底は平坦である。棺は
外形は圓形であるが、棺は瓢形をなしている。
しかるものである。内部は石廓あり同高同大の二を併せ
たものである。副葬品は
[illegible]
圓形の坦を接して併せ
の東西は石を用いたもの
墓は本来の[illegible]
[illegible]時代の陶器の素焼
かしを皆[illegible]
れと墳墓中より
[illegible]高麗以後の
任那（伽倻）の特徴は長方形の

いま剣は二部に積みたるあり四隅より持ち抜いたる石を多く
長さ[illegible]
あり
高麗の山城は平地の一を有するを山の頂に
あるべし

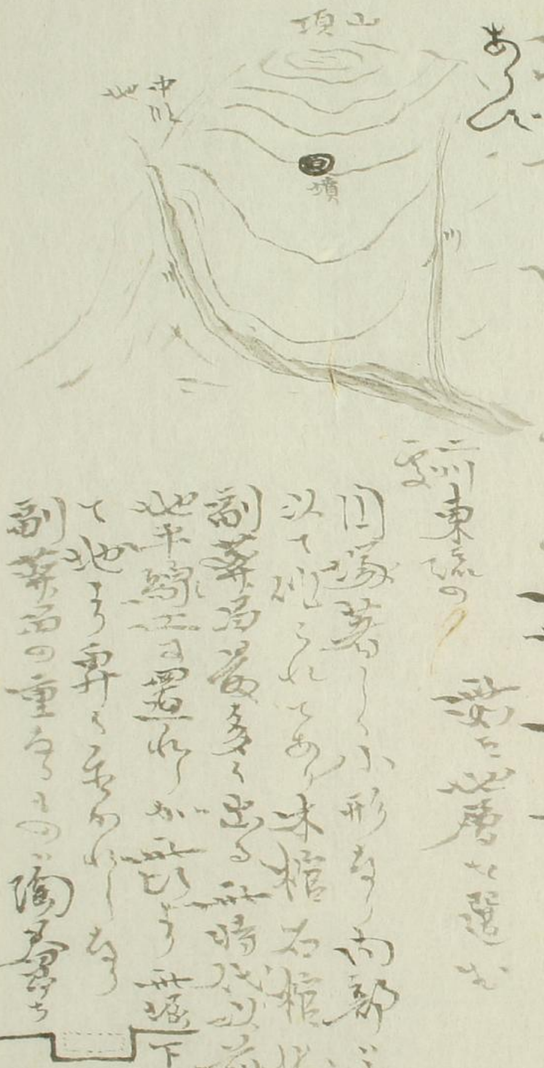

[illegible]東[illegible]の
圓墳は[illegible]小形なり内部は[illegible]
以て[illegible]
[illegible]
副葬品は[illegible]多く出る[illegible]前[illegible]棺
[illegible]平[illegible]
[illegible]
副葬品の重なるものは陶器

高麗古墳出土硯

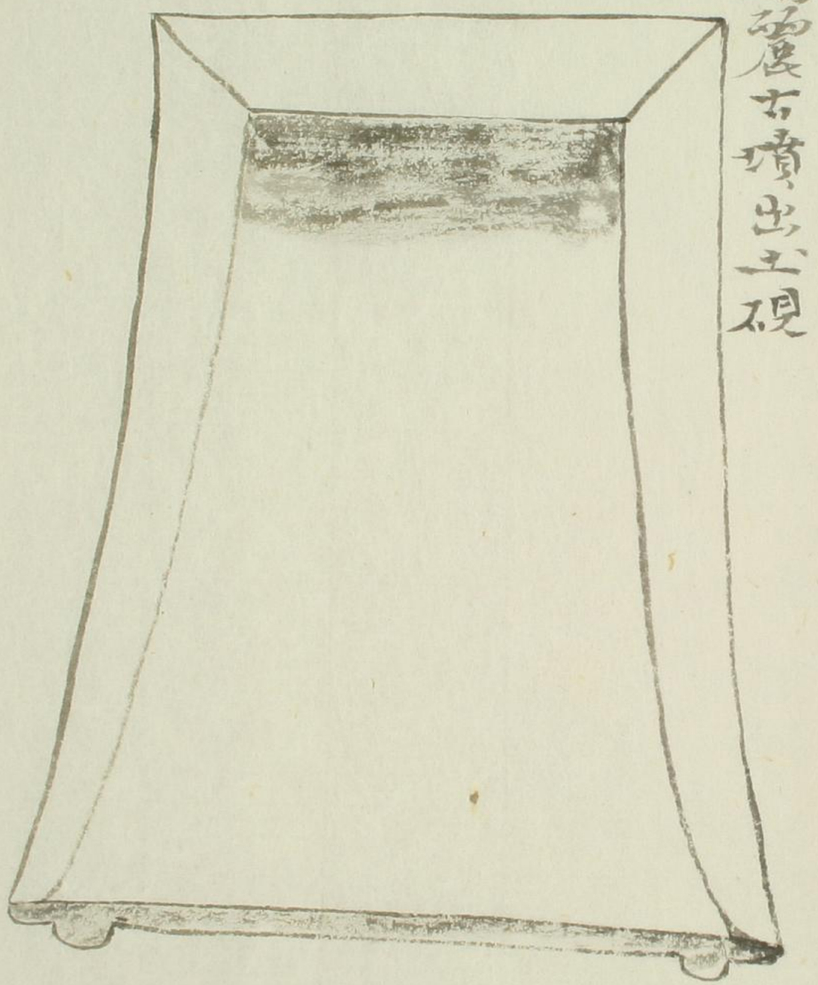

高麗燒は初期のは釉なし家の感化を受け釉をかけるようになり釉はかけ彫刻を施し後は又象眼を加へ模様は始めは巧拙と自由なりしが後は幾何學的となり模様の形式は支那の影響を受けたるものあり

素燒　釉　彫刻　象眼

繪高麗　高麗　高麗未期より支那を到始めたるものあり

模様は自由の幾何學的

地圖の如きあり　宋朝唐宋金銀　日本等あり

同上模造あり　漢鏡　和鏡の模造あり

高麗特徴

其外硯及模造硯　急須　地　著實用品多らあり硯の一部

見る風雪硯　又大きい　石粉にて堅く見る

同出土剣刀　鉄ついあるべし　西洋サイフのごとく木製のさや
あって　極も柄もあり　木に拵て柄もあり

同鞘

火さいの図こゝにのせたて画こゝ図の如くしと翼の火ちなり
ちさ四寸の革に板
二方ともせ地目板
金具あり　サイフの
鞘と同様いしと
剣刀をいれたもの
大坂のミ

見の本拵と分からぬ　これは

剣鞘図　昔古の墳中より出ぬ　千年以前　既に
数ヶ所形あり　剣茅物の一の図　遠書に車馬服飾　墓制　墨書等　これと
とのこと　あれば古墳の図　の形　石に彩色
つゝ風風の如い　古しと画て　手井の持ち
唐草模様　ありて　天人の画及高位の動物画あり
第三　切り蓮花唐草　風風模様　朝四の切り蓮
花から　風風　天井まで　観の巻　あれと
ふしみの　不のとなり　山模様　緑の高麗中鞘
三碑の観と同一形式　高句麗寺天蓋の風風と同し風風
なり　天人は北魏時代のと同形　吉蔵寺蓋　光背

と同じく約千三百年前西暦紀元前の頃なるべし平原遺墓
きうとと称せられたり
分二墳わかれしに木片と森のはげしきものおかりの所の乳鉢
一と同じ形状中の塩の如きものあり
分三の墳より出でたる青銅の剣
の柄の柱のつまは乾燥木にて
ものもつか
剣柄の一部
一古墳馬と鞍
鉄製の馬具の
鉄製の馬具の
鉄製の馬具の

朝鮮より右番の番
ちあり又金海邑城南門外の貝塚あり
大石の石碑あり未造建年鑑
堂と称せの二座像
あり
新羅時代の古物又鵜馬の古
墓形
新羅時代の金海石の
石塔
角形
燈籠の原形
火袋
二、三、四、五、六、
角の原形
圓壇圓形の塔
為
形
えんぬ
もの

墓又鵜馬
墓
塔と鵜馬
駒、飛と雍州
府志の文

墓又鵜馬北に墓あり
墓
塔
貝
高さ
圓
雍州府志
に左の記事
疫伏社
右社
祇園西
樓門西北傍
言祈
神則
免時疫之
疫病謂
疫鬼
降伏之
神
按是亦牛
頭天王
一説
元山伏
宮西
祈
祭
蔵
貴所
故書
山伏所
持
寺螺等之物
祈
板面
伏書
馬
西
揭
社
頭
今者
偶
祇
者
疫伏與山伏
雍州府志
偶祇者と
雍州府志に貞享元年の書あり年代古
偶祇者と
雍州府志
鵜馬
寿
今者

見世荷元其外の繪馬或は社寺近所繪師の者
手
持来る者又は又ウンスーカルタ等もうれ
三世住定次と銘
ウンスーカルタ
三世住定次とあるしと
世の勇ましかるべき和の強く京と
と雍州府志には「賀留多」侍所門製之其忠者
称三世以金銀彩飾之者謂為賀留多是所繪草
子座造之元珂蒲池人玩之長崎老二ツ三ツ
肥前地方にも有りしもの
繪師

千八百三十九年三月角板書

三〉長面類

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日向児湯郡印

不明銘体字かなり文字
[illegible]
日向國児湯郡の郡印
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文化十年の風刺歳

[illegible]

文化十年参州の歳

[illegible]

文化十年の大変及毒ちゅう

文化十年の歳記

[illegible]

雷樹胡瓜防御上避災云

自叫雷樹知雷鳴。速怪雷孔雀神。

世俗二月八九須有大雷。

[illegible]

今誰復解。京家易多久無人。

[illegible]

文化二年[illegible]

[illegible]

苦味[illegible]

[illegible]

文化四年の異事

[illegible]

文化十年の異事

[illegible]

文政二年の刑戮言

文政二年
豊年の事
大雨降続き
一、三月七日、[illegible]
四月九日、[illegible]
七月、[illegible]
十月十四日、[illegible]

[illegible]

蒙御勘 有晴卿 天三日之間

勸進元明神祭

松平伊勢守ものとも

慶長三年庚辰九月三歌仙

日なを小きやり

千秋万歳の祝の歌

千秋万歳のいはひうけ

ちとせひろこゝちとせ

歌仙の

に

歌

歌

歌

[illegible]の[illegible]で、[illegible]葉とつめが家でいつもがみなめれる

かる井戸

かる井戸さくねくとぞいつやんときのせう祈らってものとそれ
いつくいちるとねしてそのたとひらてわる井戸

形らし　車

文いやらしやくとぶ物ぬやらそら紙みとめ

まついナセたのふ[illegible]

東金

東金のせどて弱うなく夜もまつぶせどよめさひ
しとふてよろてぶ
かす　来

いちるを祈ってとて[illegible]

さくまうふ[illegible]

さくとよるねのとさいとる茶檀屋檀場場ゑ　枕筋

ねりくき目せきすすハりりやハりりやちりちり

りんとまん鳥ゆう茶せんやうこのやんをみちふとく

ろろうね

河ふるに七ツ八ツ山の松の中ぢや網を引嘉瓦せ

流り三味せ

西駅竹枝詞
鈔及解説

五屋屋七著西駅竹枝詞あり茶[illegible]と　脇鈔[illegible]

載す　文政元戊寅五月　[illegible]初年[illegible]

短冊　歡[illegible]五逆道、月轉相[illegible]　提影多孤枕無[illegible]

眠不[illegible]義　聲清　留　[illegible]熟

四月四日より雪魚を四谷の鋪行に送る長崎より
[illegible]の駅に取る海中[illegible]
[illegible]より沼の獺などの魚より類
[illegible]なり其数[illegible]亮聽べし是を鼓歌とも
三四月[illegible]
[illegible]
黄鶯[illegible]無職剖破[illegible]
数不芳[illegible]
駅の西北鳴子村[illegible]
[illegible]鳴子[illegible]
鳴子に作れり是トス
放子の[illegible]
雪香水艶野亭梅十重芳酔春[illegible]
面光面却是不看来

駅の分路上水の西北岸の新所トスの角谷村に属ス村園に
梅数株を植て近来遊人多しか頗青雲[illegible]
梅園銀世界[illegible]
蕚とせり[illegible]
[illegible]銀世界の[illegible]
園[illegible]
[illegible]八戸[illegible]
蕚[illegible]
駅北の三辺[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

其後は文角の不動為二章の銅像あり和爾ひろ里忍
ヒ元不動為家根の下に立ち玉ふと嫉妬ん家根を作れば
火災あると元不動為の像今ゴ立し今右子に小宣あると不動
為を祀りあれなんと平家物語

玉鬘呼下風を西、祇園耀翁上逸、解道吹篇負時奴
彫新、面奏三絃、

数位二種有り男ノ太夫女ノ羽織トモ二人ノ組
トス北里河川ノ遊境ニ同

不知不覚の人

竹枝五等の外、あんと嬶と同じ妓情とのぶるものの
ひろせず新名の嬶遊新前の如き盛ちる嬶を元也
あ遊人の新ふるとく

假作人名出処書名

望月 詞長　　詞曲　望月
　　戯曲　平家女護島
新書屋
言城西雪の京　〃
あやうれ姫　〃　〃　〃　〃　〃　〃
有王丸
山上有風
藤屋伊左衛門
藪枯の入鹿
岩藤
お物
梅王丸

朝顔日記
雪曙言戸川
平家女護島
火織冠
夕霧阿波の鳴
火織冠
加賀山四鍋鍋
八中万年芽
管原傳授手習鑑

梅川
梅若丸
雪我敵重
一色丈賀
兎　王

歳田異道の花卿
謡曲　鶴の川
歳田　雪瀧宮戸川
〃　雪女五枚羽子板
〃　雪我乱の二巻
〃　加賀見山の錦絵
〃　神鶴　俵名子孝忠臣蔵
八犯系　卿千鹽魚多四代記
前分
謡曲　雪青
〃　花月
かさね
歳田　伊達競阿国歳場
〃　箱根雪瀧覇九討

婦部分勝重
本引蔦の動勝虎
本引先生勝成

〃　歳田　大磯虎　雑物語
〃　持統天皇　敷一車志
〃　特姫
八乗判官義経　九郎秩
〃　王藻前　〃　〃　〃
〃　大織冠鎌足　〃　〃　〃
〃　雪我虎が磨
〃　俵名子孝忠臣蔵
〃　管原伝子賀詞
〃　俵名子孝忠臣蔵
〃　管原伝子賀詞
〃　管原秀才
〃　管相丞
〃　平野勘平
〃　吉田屋喜兵衛
〃　夕霧　酒吸鳥遊

喜多八　小説　道中膝栗毛
鶴川谷蔵　〃　戯曲　伊達騒動国劇場
久作　〃　新板歌舞伎
平井又武者清久　〃　又武五人男
清姫　〃　火鳥而谷青葉笛
平清盛　〃　孝経盛
〃　〃　平家女護が島
〃　〃　壬蓮前旭瀬
鷲塚金藤次　〃　〃
坂田金時　〃　〃　又武五人男
毛利九右衛門　〃　〃　伽羅の女房恩地
斧九太夫　〃　〃　假名手本忠臣蔵
成田久米之介　〃　〃　八百万歳草

言地屋左衛門　〃　〃　塚川伝の敵
武部源蔵　〃　〃　菅原傳授手習鑑
小女郎　〃　〃　伽羅の女房恩地
小次郎　〃　〃　〃
京の小次郎　〃　謡曲　土車
熊谷直実　〃　〃　歌曲　曽我五人兄弟
小春　〃　〃　火鳥而谷青葉笛
関小萬　〃　〃　天網島
笹野権三　〃　〃　丹波與作
今人橋丸　〃　〃　鎌倉三重帷子
谷定九郎　〃　〃　菅原傳授手習鑑
雄水平太定秀　〃　〃　假名手本忠臣蔵
〃　〃　又武五人男

きつね（光秀母）　〃　縛牛太切記
佐藤左兵衛尉　〃　乱舞　〃　乱舞
鈴木三郎　〃　孕者盤
菊丸三郎　〃　雪女五枚羽二枚
ちさん　〃　天網鳴
じゅんじょの三吉　〃　丹波へ作
名古屋山三　〃　假城及魂香
しげの井　〃　丹波興作
祝及六郎重信　〃　雪我点ガ麿
静　〃　大破虎雅也詔
紙屋宗信　〃　天網鳴
武智蒙　〃　縛牛太閤記

〃　平家女護鳴
俊寛　〃　弱法師
俊徳丸　〃　雪我五人兄弟
鞍馬少将　〃　雪我点ガ麿
〃　
〃　
〃　

遠十郎
〃　十五年忠教公御
〃　仙翁千代萩
〃　曽我五人又男
〃　仙翁千代萩
〃　揚多田女房姫
〃　彩板
〃　駿河次郎
〃　這武五人男
〃　聖駿河次郎
〃　塩原多田一代記
〃　浅日戯曲
〃　凱陣八嶋
〃　源頼朝の敵
〃　曽女五枚羽子板

武成
塩原多田
泉三郎忠衡
戯曲
おかち板
多田太郎

二宮太郎
〃　曽我五人又男
團三郎
〃　曽我虎が磨
ちどり
〃　平家女護島
義経忠勇録
〃　異国征伐記
月若
謡曲　藤蝶
佐野屋喜右衛門
〃　銘木
鶴亀
戯曲　凱陣八嶋
照手姫
〃　常盤八重刑
照日前
謡曲　花見
本引袋雀房
戯曲　持統天皇
藤蝶
謡曲　茶
曽我五郎時致
戯曲　曽我虎が磨

常盤御前　戯曲
德川將軍　〃
不破の道　〃
文成　〃
西國巡礼　〃
八百刑部　〃
虎御前　〃
長唄（第五号の続）
中川（第四号）
進物　中臣
お芝　〃　〃　〃

及川源想高心中
傾城反魂香
靈驗記　戸川
火災虎雅物語
曽我五人兄弟
持統天皇勲章
雪女　土牧羽之助
靈驗記　戸川
平家物語

夏仁親王
山上別風
能登守教經
伽羅
ちよぼ（天満屋の婢）
初菊
初花姫
花子
花美
續成
春彦皇子

〃　持統天皇勲章
〃　火織冠
〃　平家女護島
謡曲
戯曲
〃　羽衣
加賀見山舊錦絵
〃　及川源想高心中
〃　緒方太幼記
〃　玉藻前旭扇
謡曲
〃　斑女
望月
靈驗記　戸川
戯曲
〃　持統天皇勲章

不堪伴奉
久妙　〃　〃　〃

大江山酒呑童子　假名手本忠臣蔵
伊達與作　〃　丹波與作
吉田少將　〃　桜井女
源九郎義経　〃　凱陣八嶋
〃　朝比奈義秀　〃　孕常盤
〃　〃　曽我虎ヶ磯
〃　〃　曽我五人兄弟
新皮左衛門　〃　曽我五郎時致
源頼朝　〃　文武五人男
源為朝　〃　源氏冷泉節
源頼朝　〃　文武五人男
源頼義　〃　假名手本忠臣蔵
大江山力弥

冷泉（浄瑠璃の名の名）
〃　乃木平蔵
〃　源氏冷泉節
〃　大江山酒呑童子
熊谷蓮生坊　〃　孕常盤
桜井六郎　〃　國性爺合戦
和田右衛門三郎　〃　
肥前の国郡司平戸の領主文太は大内の忠臣大内義弘の弟芝龍といふ者なり明国に渡て第一の名を老一官と呼ぶ平戸の漁人の女性を娶て和田右衛門三郎を生む大明亡て宮殿梅檀皇帝を立て南京に来り和田右衛門三郎を召し大明逆臣の為に難儀の侵すとくらがりをいとう
宮女七夕　小勝　小姓
軍甘輝は異国の娘の錦祥女の聟なり乃ち其獅子獅子を捕に遣せんと欲し遣に臨て虎狩の一段に含す和田内

虎と闘いて之を威服せしめ遂に一隅の陥と化して引率一統を城に到る之一官錦祥丸甘輝之間に錦祥女敵し四人生ぐ明の呼徒に況し母を偽りて幸成らざるを而都と解ると城外の場中まで追ふ故ゆえに紅と成りて砂の死す血

〃　〃　国性爺後日合戦

浄瑠璃人名論曲戯曲と異なり書と記す浄瑠璃中載せるものと記せば多くは人名大節典を摂せざれば能いざるもの

国性爺和藤内のこと知るべし

風呂敷文句のお家騒動なれば主人公の姓の大意

狐忠信　戯曲　義経千本桜

ちつるの八百屋　〃　重箱恨敵翁

不破伴左衛門名古屋山三郎　浄瑠璃　稲妻表紙　仇討

菱川師宣の筆にて名古屋山三郎遺書と同書あるものと一

これまで城のまの門の里に名古屋山三郎と云者父三郎

左衛門の仇不破伴左衛門と討しあるとて

又一説の筆にて名古屋山三郎仇討の物語ある

頁を年間の事和の舞曲に用ひ筆の心三郎

ゆ様の鹿義経と云ふ者がありて又頼朝の兄弟

名古屋三郎左衛門の娘の婚姻の様を惹と云者あり

等さまざまの仮名人名に武いろいろあるものなり

お三輪　　[illegible]山婦女庭訓

三郎牛七　　元禄八年[illegible]月[illegible]日　情死

お園三三郎　　大坂下[illegible]

[illegible]の文平　　寛延二年三月[illegible]

宮城甲信女　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

花岳浄如信士
花如貞春信女

文化九十月九日

冬ニ庭星光信士　心中　玉屋弥平治殿

文化十四二月

春雪松庭信女　心中　四屋七右衛門殿

春性　蔦悟信士
妙悟信女

文政六卯三月二日

花山貞董信士
花山浄香信女

佐竹家中
揚屋所揚や殿イトキ

天保六乙未七月十九日

ヨカモトヤ清右衛門ミルイ清助

小林屋佐兵衛内唐琴

心中行安蓮契信士
蓮宣契順信女

天保十年六月廿九日

夏月光顔信士
照月光蓮信士

城内伏見ミヲヤ内ヒラヤ半兵衛

吉原大黒屋忠次郎内ヒラ殿女カラ衆

牛込榎戸内植木屋内ミ助

角所新宿屋喜兵衛　小菊お与

安政四丁巳四月廿日

法名　寿妙信女　心中

揚屋所新丸屋屋鉄五郎殿女雛ノ

浅草和泉屋長兵衛召仕　作右吉

寿仙法善信士

同月同日

本郷所一丁目茶三郎店久兵衛召仕　吉

聽法メ覚信士

新丸屋屋銀五郎殿女玉川

覚法心聽信女

[illegible]の心中大願寺のみち[illegible]
[illegible]
大願寺の過去帳[illegible]
仏書[illegible]
[illegible]
大願寺[illegible]
墓[illegible]
[illegible]
三回忌[illegible]
[illegible]北恵[illegible]
墓石[illegible]
[illegible]

成覚寺地内
[illegible]
[illegible]

離[illegible]信女　[illegible]
享和元酉八月廿[illegible]
[illegible]覚信女
享和二戌十月十七
脱覚信女　[illegible]
享和三亥二月[illegible]
西往信女
文化二丑四月十三日
無常信女　離善信女
文化八[illegible]十月廿[illegible]
[illegible]浄信女　[illegible]観念信女
文化七午十月廿[illegible]

（[illegible]名[illegible]）

明応信士
文化九申九月朔日
昆利信士　火工遠兵衛

文化十酉三月三日
春隨信士　隨意信女

文化十酉三月廿四
離豊信士　離悩信女

文化十一戌三月廿四日
離関信士　嶋関信女

寛政十一庚申七月吉日　願主　高妙院　慈教尼

法いとんば七組と男女の地獄と初に名を刻せ数
遠忌申年の心中者の為せりまた下心中者の為形ばかり
いとま地獄を為る餞為まで立しと見の者の追善悔

相撲死之定

しかうの定に以後の者を見ること
男女相撲死の定書面の為中に
男女中合相果ものの事

（寛保七年極）
一不義と相撲死いたしたるの死骸面始末申間敷
但一方者命ばかりの
双方者命ばかりの
（同）
（同）
一手と下女と相撲死いたし
仲人手下
始末
第序まで正定なり一たる二寛保七年とのに元巳年保
聲とたしとなる心中の者場とまで意地なるに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

首つる心中

情死に又如月に恩ふ仇が首くくりて心中せし者の鹽籠と子とを[illegible]享永七年の夏大坂今宮の茅屋の[illegible]人二[illegible]ありて大雷雨[illegible]

心中の原因

○十中五は親里に行て幸（天心中男き）親里外に如き多し原因
女房及遊人の死者（女心中）
○無理心中　桃發に男子十中九は親里原因部家負債
○夫婦心中　家政の乱れ[illegible]
○合意心中　桃發女子に多し年齢[illegible]の方迄に男多く世[illegible]
三十方迄女に多く[illegible]女の方多しと[illegible]

享保七年心中

享保七年五月廿二日[illegible]者[illegible]

延享四年心中

延享四年三月[illegible]
[illegible]

三年間五百十人の心中

[illegible]四十三年迄[illegible]五百十人[illegible]

[illegible]通妙[illegible]者の墓

[illegible]十年迄[illegible]

共古日錄 十二、

昭和讀了